

令和2年度当初予算編成要領

1 基本方針について

(1) 本県を取り巻く環境と目指す姿

我が国では、本格的な人口減少社会の到来と同時に、世界的にも類を見ない超高齢社会を迎え、生産力の低下や、消費の減少、社会保障関係費の増大、介護医療従事者の不足など、様々な課題への対応が求められる。

一方、世界では、貧困、不平等、気候変動など、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に対する課題の解決に向けた動きが拡大している。

こうした中、本県では本年3月に「変わる滋賀、続く幸せ」を基本理念とする新たな滋賀県基本構想を策定した。

世の中の変化が大きく、人々の価値観も多様化する中であって、一人ひとりが幸せを感じるためには、今直面している未知の変化にひるむことなく、先人の知恵や経験を生かしながら、時代に合わせてしなやかに変わり続ける必要がある。

経済、社会、環境のバランスが取れ、将来世代も含め、誰もが新しい豊かさを感じながら、一人ひとりが尊重され、自分らしく生きることができる、「未来へと幸せが続く滋賀」を目指していく。

(2) 本県の財政状況等

平成30年6月に示された国の「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、2019年度から2021年度を「基盤強化期間」と定め、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされる一方、「全ての個別歳出項目について聖域なく見直しを行い、経済再生と財政健全化の両立を図る。」との方針が示された。

また、米中貿易摩擦の激化など、通商問題の動向が世界経済に与える影響にも十分留意が必要な状況にあり、こうした国の地方財政に対する考え方や、本県経済を取り巻く状況を踏まえると、県税に地方交付税等を合わせた一般財源総額については、大幅な伸びを期待することはできない。

加えて、社会保障関係費など、県の裁量が効きにくい義務的な経費の増加や、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備をはじめとする大規模事業、公共施設等の老朽化対策などの財政需要の高まりに伴い、今後、多額の財源不足が見込まれるところであり、財政健全化に向けた取組が喫緊かつ重要な課題となっている。

県財政の持続性・安定性を確保しつつ、様々な財政需要や、未来に向けた投資にも適切に対応していくためには、従来にも増して将来を見据えた財政運営を強く意識しながら、不断に行財政改革に取り組み、財政健全化への歩みを確かなものとする必要がある。

こうした本県の財政状況に対する認識を踏まえ、本年3月に策定した「滋賀県行政経営方針2019」においては、「持続可能な滋賀」を支える県庁の実現に向けて、「収

支改善目標」を定め、財源不足縮減のための取組を全庁挙げて推進することとしている。

(3) 令和2年度当初予算編成に向けて

令和2年度は、新たな基本構想および行政経営方針2019に基づき、施策の着実な展開に向けて、人・社会・自然の3つの健康を柱とする、『健康しが』予算を編成する。

予算編成に当たっては、対話・共感・協働のもと、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、戦略的かつ効果的な施策を構築し、重点的に取り組むことにより、基本構想に掲げる将来世代も含めた誰もが新しい豊かさを感じながら、一人ひとりが尊重され、自分らしく生きることができる、「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向けて、取り組むこととする。

同時に、こうした取組の着実な推進を図り、県民福祉向上に資する行政サービスを今後も安定的に提供していくためには、持続可能な財政基盤の確立が不可欠であり、行政経営方針2019に基づき、歳入・歳出両面から収支改善の取組を計画的に進め、財源不足の縮減を図ることとする。

2 基本的な考え方について

(1) 令和2年度に向けた施策構築の方向性

令和2年度は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会というビッグイベントが予定されているほか、外国人材受入れの本格化など、今後の日本に変化をもたらすであろう動きが顕在化してくることが予想される。また、国の「経済財政運営と改革の基本方針2019」においては「Society5.0 実現の加速」として、デジタル市場ルールの整備や、海外活力の取り込み、次世代型行政サービスの推進などの方向性が示されたところである。

こうした中、SDGsによって世界とのつながりを意識しながら、基本構想2年目の取組を進めていく必要がある。

施策によって追求したい「幸せ」とは何か、誰のための「幸せ」か、その実現のために「変えるべきもの」は何かを常に意識しながら、次の3つの方向性を重視して、滋賀の未来に向けた変革に挑戦していくこととする。

<滋賀の未来に向けた変革への挑戦>

- ①多様性を認め合い、いつでも誰でも持続可能な滋賀の担い手となる社会をつくる。
- ②世界とのつながりの中で、滋賀の魅力を磨き上げ、地域のさらなる活力を生み出す。
- ③スマート社会に向け、地域を持続可能にするための社会実験にチャレンジする。

こうした方向性のもとで実施した主要施策の知事協議の議論を踏まえ、令和2年度の施策構築を戦略的に進めていくこととする。

併せて、様々な社会的課題に対して、将来の負担軽減や将来的な課題への早期の対応等、予防の視点を重視するとともに、的確な評価や分析を行い、課題や施策の根拠

となるデータや情報等を充実させ、それに基づき施策を構築する。その際には、施策の効果を明確に見極めた上、より効果的な施策展開を行うことができるよう取り組む。

(2) 財政健全化の推進

予算編成においては、平成 30 年度に全庁で検討した収支改善の取組を歳入・歳出予算に反映し、その実現に向けて取り組むことにより、行政経営方針 2019 において定めた「収支改善目標」の達成を目指すものとする。

歳入面においては、地域経済の活性化等の取組による県税収入の安定確保はもとより、国等からの積極的な財源獲得、寄附の促進、広告事業の展開、ネーミングライツの売却、県有資産の処分や、さらなる有効活用など、ハード・ソフト両面からあらゆる検討を行い、自主財源の充実強化を図る。

歳出面においては、限られた財源を効果的・効率的に活用する観点から、選択と集中の一層の徹底を図るとともに、最少の経費で最大の効果があがるよう事業効果を踏まえた施策・事業の見直しを不断に行う。また、今後実施予定の大規模事業については、事業進捗を図る過程で精査を行い、経費の抑制に努める。

2 月補正や決算において毎年度多額に生じている歳出不用については、効率的な予算執行の結果生じている面もあるが、予算見積りの積算や事業量等をさらに精査することで、その縮減に努めるものとする。

<予算編成にあたって留意する点>

○SDGs の視点の活用

持続可能な滋賀の未来を実現するため、SDGs の特長を活かしながら、今取り組むべき施策を検討することとし、その際には、将来的に持続可能であるか、異なる分野への相乗効果があるか、異なる分野を阻害するおそれがないかなど、多面的な視点で捉える。

○国の動きに呼応した施策の推進と国の施策・制度の活用

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」および「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」に基づく地方創生に向けた多様な支援をはじめとして、全世代型社会保障への改革や地方自治体のデジタル化の推進など、県政を推進する上で重要となる施策について議論されているところである。

県では、国の「総合戦略」の改訂を勘案し、地方創生の充実・強化に向けて、現在、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」の見直しを行っているところである。

施策構築においてはもちろんのこと、年間を通じて、国のこうした動きを的確に捉え、これに呼応した施策を推進するとともに、国の施策や制度については、時機を逸することなく最大限活用することができるよう取り組むこととする。

○市町との連携強化

人口減少社会への対応や地域活性化策など県政を取り巻く様々な課題の解決

を図るためには、住民に最も身近な基礎自治体である市町と適切な役割分担の下、積極的に連携を進めることにより双方の強みを生かすことが不可欠である。

市町とは、日頃より情報交換・共有を図ることはもとより、あらゆる機会を通して意見交換を行い、その意見を真摯に受け止めることにより、県民にとって、より良い行政サービスを提供できるよう、取り組むこととする。

また、市町に関係する新たな施策を実施する場合や制度改正を行おうとする場合には、対話を重ね、理解を得ることに努めることにより、施策を着実に実行することができるよう取り組むこととする。

○多様な主体との協働・連携

今後、ますます複雑化・多様化する地域課題や行政ニーズにきめ細かく対応していくためには、県民をはじめとしてNPO、企業、大学など、多様な主体と、課題を共有し、対話を重ね、共感を広げ、協働・連携していくことが重要となる。

このため、それぞれが有する資源、ネットワーク等を最大限に活かすことにより、本県が直面する様々な課題の解決に向け、共に取組を進めることができるよう努めることとする。

なお、多様な主体との協働・連携を進めるに当たっては、県民にオープンな行政経営の推進が不可欠であり、予算編成の各段階における情報を積極的に発信することにより、予算編成過程の透明化に引き続き取り組むこととする。

○部局間連携の徹底

複数部局にわたる課題に対しては、あらゆる場面で横つなぎを意識して取り組む必要があり、令和2年度の施策構築に当たっても、部局横断的な施策構築に努めることとしている。

予算編成においても、こうした考え方を十分に踏まえ、部局の枠にとらわれない横断的な視点を常に意識し、部局間の緊密な連携を図ることにより、県政を取り巻く様々な課題の解決に向けて取り組むこととする。

一方、部局内はもとより、複数部局にわたり類似の事業を実施している場合については、部局間連携の徹底を図ることにより、事業の整理・集約に努めるとともに、引き続き実施する場合にあっても、政策のパッケージ化や、事業間の相乗効果の発揮に努め、効率的かつ効果的な施策を展開できるよう取り組むこととする。

3 予算見積基準について

各部局に配分する予算要求枠については、令和元年度(平成31年度)当初予算額を基礎として、収支改善に向けた取組を加味しながら、当然増減事業や「重点化特別枠」対象事業、「協働枠」対象事業等に係る経費を踏まえるとともに、収支フレーム全体を勘案して設定する。

各部局においては、施策の具体化に当たり、配分される予算要求枠の範囲内で、各施策の優先順位を厳しく見極め、選択と集中の一層の徹底を図るとともに、さらなる内部事務経費の節減に努めるなど、経費について十分精査の上、見積もることとする。併せて、県債の充当に当たっては、後年度の負担となることを十分認識した上で、適切に見積もることとする。

また、次の事項に特に留意すること。

- (1) 基本構想を着実に推進するため、主要施策の知事協議で協議した施策の実現に向けた取組のうち、新規または拡充となる事業については、「重点化特別枠」を設定することにより、所要の予算額を要求できるものとする。
- (2) 多様な主体との協働・連携を促進するため、「滋賀県協働提案制度実施要綱」および「令和元年度滋賀県協働提案制度募集要項」に基づき、多様な主体から提案を受けた事業については、「協働枠」を設定することにより、所要の予算額を要求できるものとする。
- (3) 「公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、「長期保全計画」に定める長寿命化対策事業および「更新・改修方針」に定める更新事業または改修事業を計画的に推進するため、「建築物の老朽化対策に係る令和2年度当初予算編成に向けた対応について（令和元年5月16日付け滋行経企第57号行政経営企画室長通知）」による協議を了したものについては、「長寿命化等推進特別枠」を設定することにより、所要の予算額を要求できるものとする。
- (4) 「健康経営」の実践に向けて、長時間労働の解消や事務の効率化等に資する取組のうち、事前に総務部との協議を了したものについては、各部局に配分する予算要求枠とは別に所要の予算額を要求できるものとする。
- (5) 琵琶湖森林づくり県民税を広く有効に活用するため、その充当事業については、「令和2年度琵琶湖森林づくり事業の実施について（10月上旬通知予定）」による協議を了している事業とし、当該県民税の趣旨を十分に踏まえ、精査し、見積もること。
なお、当該事業を実施する場合における令和2年度の予算要求枠の取扱いについては、別途協議することとする。
- (6) 滋賀応援寄附を有効に活用するため、これまでの寄附実績に応じて各部局へ配分する金額について、予算要求枠とは別に所要の予算額を要求できるものとする。
- (7) 自主財源拡充につながる歳入確保に積極的に取り組むこととし、増収となるもの（未利用県有地の売却を除く）については、当該増収相当額を、別途関連する事業に充てることができるものとする。
なお、継続的な増収であると認められるものについては、その実績額に応じて後年度に一定額（翌年度50%、翌々年度30%）を、各部局に配分する予算要求枠に

加算することとする。

4 留意事項について

- (1) 予算編成に当たっては、本県財政に対する認識も踏まえ、後年度負担、類似事業との均衡、事務事業の効率性や効果性などの観点から、調整を行うこととする。
また、税収見積もりや、国の予算編成、地方財政対策等の動向について、その詳細が判明し、収支フレームに影響がある場合には、全庁を通じて対応することを基本に、調整することとなるので留意すること。
- (2) 基金については、その設置の趣旨、目的および残高等を勘案し、所期の目的を達したものの、残高が少額で存在意義が乏しいもの、および近年活用がなされていないものなどは、積極的に廃止、統合等を検討すること。
- (3) 限られた財源の中で、効果的・効率的に施策・事業を推進する観点から、特別な事業予算を伴うことなく、職員一人ひとりの創意・工夫により、行政課題の解決や県民サービスの向上を図る取組についても、人件費を含めた費用対効果に十分留意しつつ、積極的に検討することとする。
- (4) 県民サービス向上やコストの縮減の面で効果が期待できる場合は、アウトソーシングやPFIの導入、さらなる新たな手法など、民間活力の活用や公民連携（PPP）による事業実施について積極的に検討すること。
- (5) 出資法人の自主性を高め、その継続的な活動を確保する観点から、補助金や受託事業等による県の財政支援に過度に依存しない財務体質を確保するため、補助金等による県の財政的関与の縮小がされるよう、検討することとする。
- (6) 長時間労働の解消と仕事の質の向上に向けて、限られた人員の中にあっても、新たな県民ニーズへの対応も含め、より効果的な事業の実施が可能となるよう、事業の内容や実施方法、優先順位等を十分精査すること。
- (7) 効率的な仕事ができる環境づくりを進めるため、創意工夫を凝らすことにより、資料作成や協議の効率化など予算編成事務の一層の負担軽減・効率化に努めること。
- (8) 事務処理誤りの防止や、適正な事務執行を確保する観点から、予算見積もりに当たっては、法令手続き等を十分確認し、所要の経費を適切に計上すること。

5 その他

- (1) 予算見積書の提出期限は、11月1日（金）とする。

ただし、公共事業に係る見積書の提出期限は、11月15日(金)とする。

(2) 職員給与費に係る見積もりについては、別途通知する。

(3) その他必要な事項等については、別途通知する。